第九条　存続連合会に対する第二十七条の規定による改正後の保険業法施行令第三十七条の四の五の規定の適用については、同条中「犯罪による収益の移転防止に関する法律」とあるのは「犯罪による収益の移転防止に関する法律」公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）」と、「第九十三条」とあるのは「第九十三条、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十条第九項」とする。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　旧郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金をいう。）は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第四十条の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

（資金決済に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　存続厚生年金基金に対する第三十三条の規定による改正後の資金決済に関する法律施行令第四条第四項の規定の適用については、同項第二号ハ中「企業年金基金」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金、企業年金基金」とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第七十四号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び同法の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　存続厚生年金基金に関する経過措置
　第一節　改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項（第三条―第八条）
　第二節　自主解散型基金及び清算型基金の解散の特例に関する事項（第九条―第三十一条）
　第三節　清算中の特定基金等に関する事項（第三十二条―第三十八条）
　第四節　施行日から五年を経過した日以後における解散命令の特例に関する事項（第三十九条）
　第五節　残余財産の確定給付企業年金等への交付に関する事項（第四十条―第四十六条）
　第六節　その他の存続厚生年金基金に係る経過措置に関する事項（第四十七条・第四十八条）
第三章　存続連合会等に関する経過措置
　第一節　改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項（第四十九条）
　第二節　存続連合会の業務等に関する事項（第五十条―第五十二条）
　第三節　基金中途脱退者等に関する給付等に関する事項（第五十三条―第六十条）
　第四節　存続厚生年金基金等への年金給付等積立金の移換等に関する事項（第六十一条―第六十三条）
　第五節　老齢年金給付の支給に関する義務の移転等に関する事項（第六十四条―第六十七条）
　第六節　老齢年金給付の支給義務等の特例に関する事項（第六十八条・第六十九条）
　第七節　存続連合会の事務委託に関する事項（第七十一条）
　第八節　存続連合会の解散等及び連合会の業務等に関する事項（第七十二条―第七十五条）
第四章　その他の経過措置（第七十六条―第八十四条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）の施行に伴い、存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力及び存続厚生年金基金の解散の特例等の存続厚生年金基金に関する事項並びに存続連合会に係る改正前厚生年金保険法等の効力等の存続連合会に関する事項等に関し必要な経過措置を定めるものとする。

（定義）

第二条　この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　改正前厚生年金保険法　平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）をいう。

二　改正後厚生年金保険法　平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。

三　改正前確定給付企業年金法　平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）をいう。

四　改正後確定給付企業年金法　平成二十五年改正法第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法をいう。

五　改正前確定拠出年金法　平成二十五年改正法附則第百二条の規定による改正前の確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）をいう。

六　改正後確定拠出年金法　平成二十五年改正法附則第百二条の規定による改正後の確定拠出年金法をいう。

七　改正前保険業法　平成二十五年改正法附則第百三十一条の規定による改正前の保険業法（平成七年法律第百五号）をいう。

八　廃止前厚生年金基金令　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号。以下「整備政令」という。）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）をいう。

九　改正前確定給付企業年金法施行令　整備政令第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）をいう。

十　改正後確定給付企業年金法施行令　整備政令第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法施行令をいう。

十一　改正前確定拠出年金法施行令　整備政令第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）をいう。

十二　改正後確定拠出年金法施行令　整備政令第三条の規定による改正後の確定拠出年金法施行令をいう。

十三　旧厚生年金基金　平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金をいう。

十四　存続厚生年金基金　平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。